

## 「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書に対する市長意見」を神奈川県知事及び事業者へ提出しました

環境影響評価法に基づき事業者が作成した標記事業に係る計画段階環境配慮書について、神奈川県知事及び事業者からの市長意見提出の依頼を受け、令和7年6月27日付けで市長意見を神奈川県知事及び事業者宛て提出するとともに、同日付けで公表しましたのでお知らせいたします。

### 1 事業者の名称

事業者の名称：ENEOS Power 株式会社  
代表者の氏名：代表取締役社長 香月 有佐  
主たる事務所の所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番2号

### 2 対象事業の名称、種類及び規模

名称：(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト  
種類：発電所（火力発電所）の設置  
規模：出力約75万kW

### 3 対象事業実施区域

川崎市川崎区扇町12番1号

### 4 市長意見の公表（公告日）

令和7年6月27日（金）

### 5 事業者問合せ先

住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目1番2号  
名称：ENEOS Power 株式会社 発電部 エンジニアリンググループ  
電話番号：03-6257-7246（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時～午後5時）

### 6 備考（市長意見について）

事業者は、環境影響評価法に基づき作成した計画段階環境配慮書について、関係する行政機関等の意見を聴取するよう努める必要があり、神奈川県知事に意見照会を行っています。神奈川県知事が知事意見を作成する際には関係市町村長の意見を聞くこととしており、川崎市市長宛てに意見照会があったため、環境の保全の見地から作成した市長意見を神奈川県知事に提出します。また、事業者から川崎市市長に対しても意見照会がありましたので、川崎市市長は市長意見を事業者に提出します。

問合せ先  
川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木  
電話 044-200-2152

( 仮 称 ) 扇 町 天 然 ガ ス 発 電 所  
建 設 プ ロ ジ ェ ク ト に 係 る  
計 画 段 階 環 境 配 慮 書 に 対 す る 市 長 意 見

令 和 7 年 6 月

川 崎 市

## 川崎市長意見

「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト」(以下「対象事業」という。)に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)に対する知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

### 1 全般的事項

対象事業は、環境性及び経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備(約75万kW)を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU(Carbon dioxide Capture and Utilization:二酸化炭素回収・利用)やCCS(Carbon dioxide Capture and Storage:二酸化炭素回収・貯留)により、温室効果ガスの更なる削減に努める必要がある。また、川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化炭素の対策目標値の下限値を達成していないことから、燃焼条件等の検討の際には窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた対象計画を策定する必要がある。

配慮書に示されている複数案から対象計画を策定するに当たっては、大気環境及び景観を始めとする様々な環境要素を考慮し、総合的な見地に立って判断するとともに、策定の経緯について明らかにする必要がある。

## 2 個別事項

### (1) 大気質

極めて近接した地域に複数の火力発電所が存在することから、対象事業による大気質の環境影響を予測するだけでなく、近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測と対象事業の寄与率を今後の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）等において明らかにする必要がある。

### (2) 水蒸気白煙

復水器の冷却は冷却塔により行う計画であり、周辺に存在する既設冷却塔などにより影響を受けるとともに、湿度等の気象条件によっては、周辺の保育園、病院、住居などへの排気（水蒸気）の拡散、船舶、自動車交通などへの白煙による視程障害等の影響を及ぼすことが懸念される。そのため、今後の方法書等において冷却塔排気による影響について検討する必要がある。

また、周辺に既設の冷却塔や発電所煙突などが存在することは、それらの施設からの排気の巻き込みなどにより、当該施設の冷却塔排気の拡散への影響、冷却塔稼働時の冷却性能へ影響が生じることも懸念される。そのため、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を必要に応じて検討する必要がある。

### (3) 土壌汚染

事業実施想定区域内に土壌汚染のおそれがあることから、土壌汚染が判明した場合の基本的対処方針を今後の方法書等において明らかにする必要がある。

## 参考

### ○ 環境影響評価に関する手続経過

令和7年	4月14日	事業者から配慮書の送付及び意見を求める旨の予告文受領
	4月30日	市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
	5月12日	配慮書の受理 事業者から市長意見に係る依頼
	5月13日	環境影響評価法に基づく配慮書の公告及び縦覧開始 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
	6月12日	環境影響評価法に基づく配慮書の縦覧終了及び意見書の締切日
	6月17日	審議会から市長宛て答申
	6月27日	市長意見を神奈川県知事及び事業者宛て送付

### ○ 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

令和7年	4月30日	現地視察
	5月20日	審議会（配慮書事業者説明及び審議）
	6月17日	審議会（配慮書答申案審議）

当該市長意見は、神奈川県知事宛てのものであり、別途、事業者宛てにも述べる。事業者宛てに意見を述べるに当たっては、市長意見を次のとおり読み替える。

1 事業者

ENEOS Power 株式会社

代表取締役社長 香月 有佐

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

2 市長意見の読み替え

川崎市長意見冒頭の2～3行目の「に対する知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。」を「に対する意見は、以下のとおりである。」に、「1 全般的事項」の第2段落目6行目の「削減に努める必要がある。」を「削減に努めること。」に、11行目の「策定する必要がある。」を「策定すること。」に、第3段落目3行目の「明らかにする必要がある。」を「明らかにすること。」に、「2 個別事項」の「(1) 大気質」の4～5行目の「明らかにする必要がある。」を「明らかにすること。」に、「(2) 水蒸気白煙」の6行目の「検討する必要がある。」を「検討すること。」に、第2段落目5～6行目の「検討する必要がある。」を「検討すること。」に、「(3) 土壌汚染」の2～3行目の「明らかにする必要がある。」を「明らかにすること。」にそれぞれ読み替える。